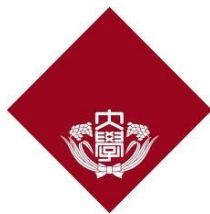


# 議会改革度調査2014

## 議長選挙のあり方

地方分権時代において、議決権をもつ議会の役割はとても重要です。その議会をとりまとめ、代表するのが議長です。議長のリーダーシップのあり方は、今後の地方公共団体の運営に大きく影響を与えます。今回は、その重要な議長を決める「議長選挙のあり方」について取り上げます。



早稲田大学マニフェスト研究所  
議会改革調査部会

# なぜ議長選挙なのか？

## 議会は「議決」という重要な役割を持ち、その代表が議長である。

地方公共団体において、議会は方向性や内容を決定し、首長は事務を執行するという役割をそれぞれ担っています。このうち「議決」という重要な責任を持つ議会を取りまとめるのが議長です。議長の役割については、地方自治法で次のように記載されています。

**第104条** 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

## しかし、議長の選び方は…？

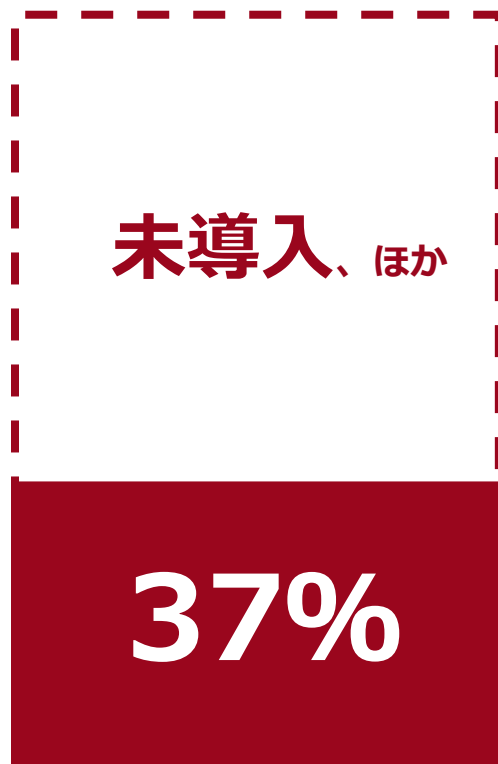
議長は次のように議員間の選挙によって選出しなければなりません。

**第103条** 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

「議会の代表」である議長を選ぶ望ましい姿は、事前に候補者が自らの考えを示し、全ての議員がそれを確認したうえで選ぶことです。そして、その過程を住民とも共有できる環境を整えるべきです。

しかし、首長はオープンな選挙で選ばれているのに対し、議長の選出過程は住民から見えにくいことが多く、「密室における議員だけの話し合いで決まっている」というイメージがあるのが現状です。

# 議長選挙の現状は？



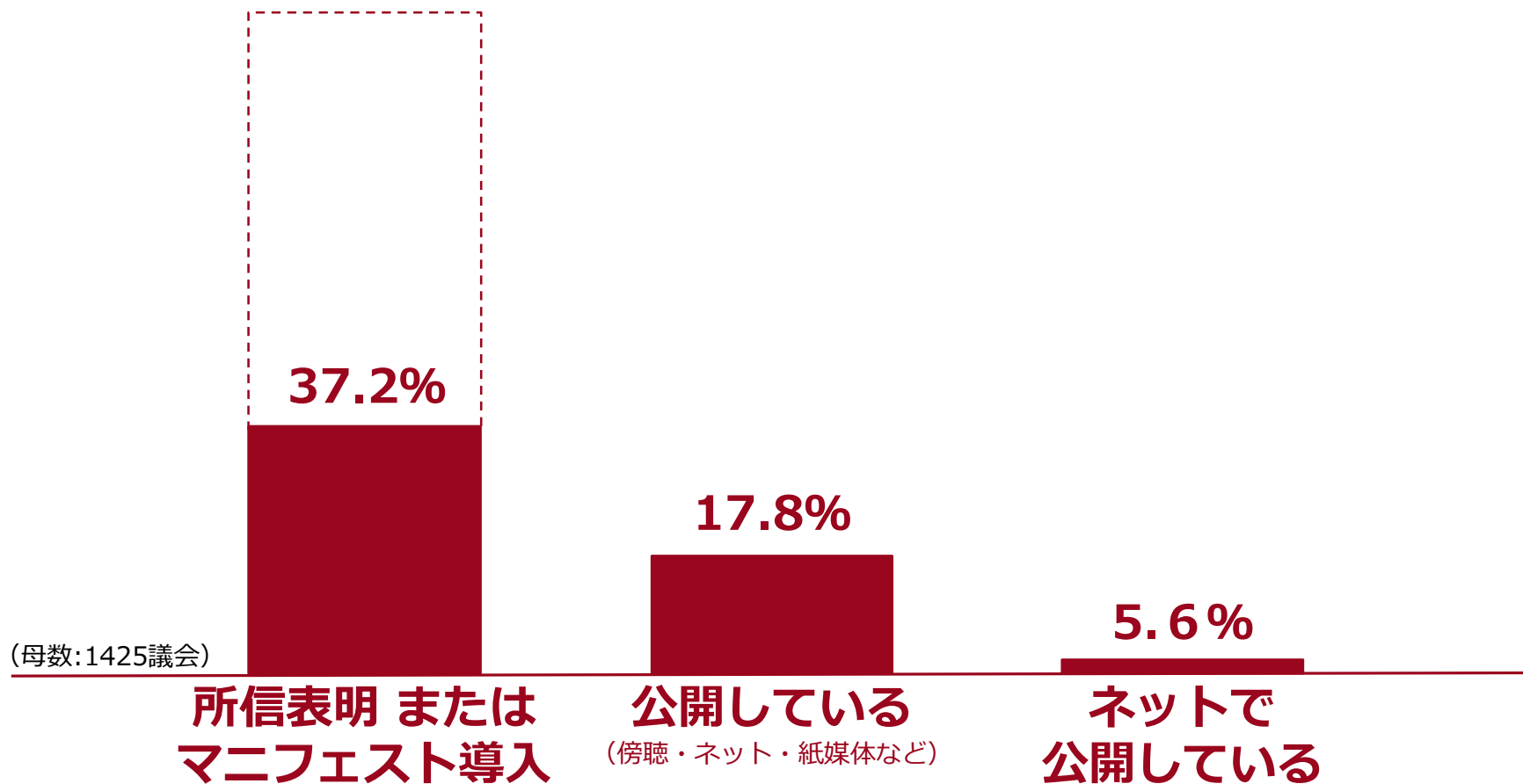
議長選挙で  
所信表明 または  
マニフェストを  
導入している議会

※該当する設問に回答のあった1425議会に対する割合。

また、この設問における①所信表明・②マニフェストとは、それぞれ、選挙前に全議員の前で①政治信条や活動指針を述べること、②「いつまでに何をするか」を明確にしていること を指しています。

# 議長選挙の現状は？

議長選挙に所信表明・議長マニフェストを導入し、かつその過程をネットで公開している議会は約6%程度。



# 先進事例①：会津若松市議会

広報誌で所信表明の内容を公開している。

副議長選挙投票結果		議長選挙投票結果	
渡部 優生	24票	戸川 稔朗	16票
伊東 くに	3票	目黒章 三郎	8票
木村 政司	1票	成田 芳雄	2票
無効	2票	斎藤 基雄	2票
		無効	2票

議会は、8月18日の選挙が行われ、戸川稔朗議員が第58代議長に、渡部優生議員が第64代副議長に選出されました。

具体的な議会改革のメニューが並ぶ。立候補者の所信表明の内容や得票数を比較できる。

議長選挙に向け、所信表明を行う	
<p><b>成田芳雄 議員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*活発な中身のある議論をするため、質疑の方法は「一問一答方式」に</li> <li>*会派の代表質問を廃止し、2人会派を正式会派へ</li> <li>*市民へ議会に対するアンケート調査を実施する。執行部と共同でプロジェクトチームを結成し事業化・事業推進を図る</li> </ul>	<p><b>戸川稔朗 議員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*議会改革を市民と歩調を合わせながら、検証。地域の課題を拾い上げ、議会と住民で解決する組織づくり</li> <li>*市民一人ひとりが議会に関心をもち、信頼関係を構築する</li> <li>*常任委員会数を3委員会へ再編の検討</li> <li>*通年議会導入の検討</li> </ul>
<p><b>目黒章三郎 議員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*長期総合計画を議会の議決事件として扱うための議論を始める</li> <li>*常任委員会が所管事務調査として現場に向き、関係市民と意見交換するために通年議会の議論が必要</li> <li>*正副議長と各委員会の正副委員長との意見調整会の開催</li> <li>*一般質問のあり方を検討</li> </ul>	<p><b>斎藤基雄 議員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*議会の民主的な運営のため、3名会派制度を2名会派制度にする</li> <li>*市民との意見交換会のあり方を拡充し、議会の透明化と市民生活の課題の共有化を図る</li> <li>*一般質問の通告制のあり方の再検討と反問権の拡大</li> </ul>

出典：あいづわかまつ広報議会 平成25年11月1日 No.172 .pdf(4.56MBytes)

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007080600562/files/kouhougikai20131101.pdf>

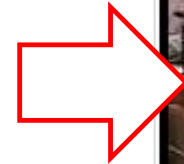
# 先進事例②：四日市市議会

インターネットで所信表明演説会の模様を中継。

録画映像も配信しているため、後日確認することも可能。

所信表明

質疑応答



所信表明に加えて質疑応答も実施。  
立候補者に事前通告なしで自由に質問ができる。  
施策の優先順位を聞くケースもある。

出典：インターネット議会中継 平成27年 5月開会議会（第1日 5月18日）

<http://www.kensakusystem.jp/yokkaichi-vod/cgi-bin4/ResultFrame.exe?Code=5fjfx2r8vulr8lmxj3>

# 先進事例③：久慈市議会

議会基本条例に

①本会議で所信表明する機会を設けること

②選出の過程をオープンにすること

を明記している。

(議長及び副議長)

第6条 議長は、議会全体の代表とし、会派から独立した活動を行うものとする。

2 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。 ① ②

出典：久慈市議会基本条例

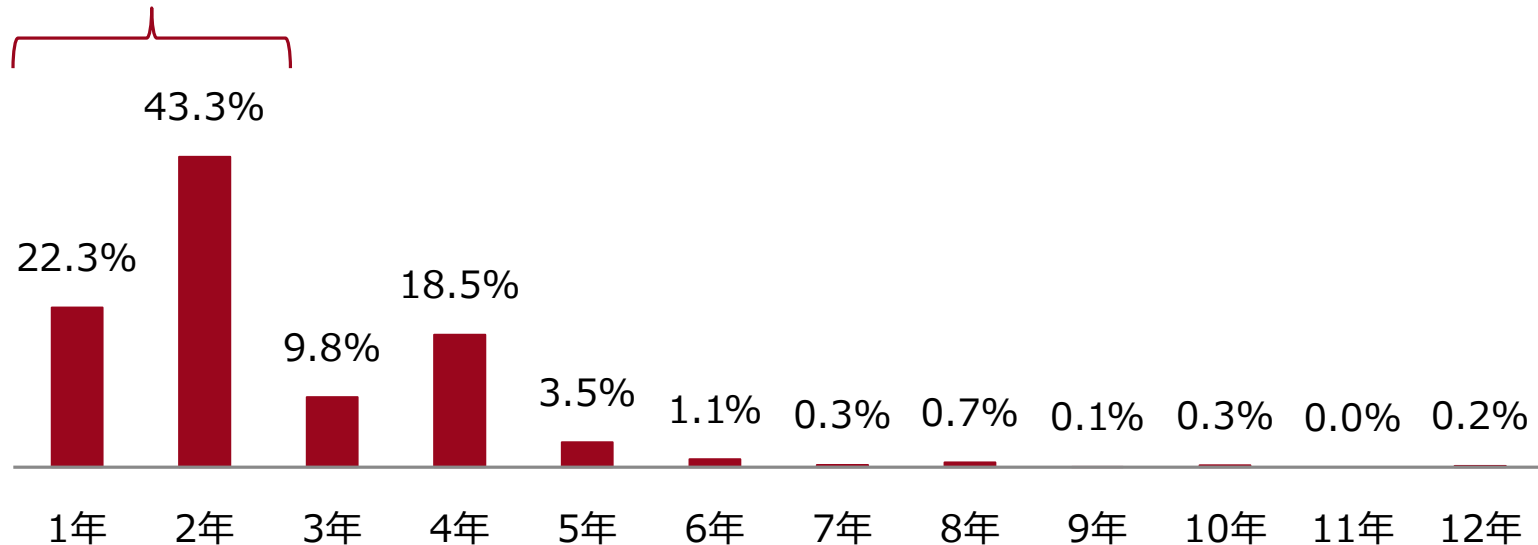
<http://www.city.kuji.iwate.jp/data/open/cnt/3/3597/1/gikaijourei.pdf>

# 首長に比べ短い議長任期

任期は2年以内が約65%を占め、首長任期と同じ4年は18.5%程度。

**2年以内に交代**  
約65%

〈議長任期の平均年数〉



地方自治法には次のように定められている。

## 地方自治法 第103条2

議長及び副議長の任期は、議員の任期による



# 提 言

## ① 議会基本条例に明記する

議会基本条例の中に議長選出手法を盛り込むこと。

## ② 選出前に所信表明の場を設ける

議長候補者は「なぜ立候補したのか」「議長になってなにをするのか」「どのような議会を目指すのか」など、所信表明を全議員に対して行うこと。※無投票選挙の場合も実施する

## ③ 選出の過程を公開する

住民が傍聴できたり、インターネット上で動画が見られるなど、オープンな環境を整える。後に活動を検証する機会にも繋がる。

## ④ 所信・公約を検証する

議長は、任期終了前に自身の所信や公約を検証すること。

## ⑤ 議長任期は4年間

二元代表制であることから、議長の任期は首長と同じ4年間で望ましい。

# 今後について

今後、「議会改革度調査2014」に関する分析結果は、当研究所Webサイトに順次公開していきます。

早稲田大学マニフェスト研究所  
<http://www.maniken.jp/gikai/>

<お問合せ先>

早稲田大学マニフェスト研究所 事務局：担当 西川、永尾、青木

TEL：03-6214-1315 E-MAIL：[mani@maniken.jp](mailto:mani@maniken.jp)

WEB：<http://www.maniken.jp/>